

国土交通省所管独立行政法人の 平成23事業年度評価結果の主要な反映状況

独立行政法人土木研究所 1	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 21
独立行政法人建築研究所 3	独立行政法人国際観光振興機構 23
独立行政法人交通安全環境研究所 5	独立行政法人水資源機構 25
独立行政法人海上技術安全研究所 8	独立行政法人自動車事故対策機構 27
独立行政法人港湾空港技術研究所 9	独立行政法人空港周辺整備機構 29
独立行政法人電子航法研究所 11	独立行政法人海上災害防止センター 30
独立行政法人航海訓練所 13	独立行政法人都市再生機構 32
独立行政法人海技教育機構 14	独立行政法人奄美群島振興開発基金 39
独立行政法人航空大学校 16	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 41
自動車検査独立行政法人 18	独立行政法人住宅金融支援機構 45

独立行政法人土木研究所の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」の評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(研究開発の基本的方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害の減少・早期復旧技術等は、災害が多い日本にとって取り組んでほしい課題であり、さらに研究を深めて多くの成果をもたらすことを期待する。 ○ 地震研究はかなり進んでいたが、津波対策は虚を突かれた感がある。今後の津波対策においても、しっかりと取り組まれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクト研究「豪雨・地震に伴う大規模土砂災害等に対する減災、早期復旧技術の開発」では、深層崩壊・天然ダム等の土砂災害に対応するため、外力や被害範囲の推定手法を「深層崩壊等に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)」としてとりまとめた。 ○ 東日本大震災において明らかになった技術的課題に対し、津波による橋の挙動メカニズムを解明するための実験や解析を実施するなど、取り組みを深化している。
	<p>(研究開発を効率的・効果的に進めるための措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外の研究機関との連携に向けた更なる取り組みに期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外の研究機関等の情報交流を推進するため、24 年度は新たに 3 件（アメリカ内務省開拓局、インドネシアの公共事業省研究開発庁水資源研究所・水資源総局水資源計画局、およびロシアの極東連邦大学）の研究協力協定を締結している。
	<p>(技術の指導及び成果の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害復旧復興のための技術指導への取り組みは価値ある成果と考えられるが、一過性ではなく、今後の研究活動に活かせる大局的、総合的な検討報告を整理することも必要である。 ○ さらになる研究成果の情報発信に努められたい。特に子供を含め一般市民に対する情報発信は、土木研究所の研究の重要性に対する市民の理解促進に繋がるので、重要である。 ○ 知的財産についての社会への寄与、および貢献に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災報告会を震災から 2 年を経た平成 25 年 3 月に開催し、震災後取り組んできた調査研究の成果や得られた知見が復旧・復興にどのように活かされたかの報告と今後の展望について紹介した。 ○ 研究施設の一般公開等を引き続き実施し、パンフレット配布など土木研究所の活動内容の積極的な PR に努めている。 ○ 積極的な成果普及活動により、83 件の産業財産権、2 件

	<p>ついてより重点的な取り組みに努められたい。</p>	<p>のノウハウ、3件のプログラムが実際に実施され、24年度の実施料収入は前年度に比べ約40%も増加した。</p>
	<p>(土木技術を活かした国際貢献)</p> <p>○ 土木技術の国際貢献については、海外のみならず、国内の災害から得られた知見の普及・啓発にも努められたい。</p>	<p>○ 土木研究所と民間企業が共同開発した「土研式水位観測ブイ(投下型)」については、装置の改良や現地での実証試験を実施し、インドネシアの災害現場に機材提供と技術援助を行うことにより、国際貢献のみならず、技術の海外展開につなげることができた。</p>
	<p>(技術力の向上、技術の継承及び新技術の活用促進への貢献)</p> <p>○ 整備局だけでなく、自治体の技術職員の技術力向上にもさらに貢献されたい。</p>	<p>○ 「土木技術のホームドクター」宣言等の活動により地方公共団体に対する技術支援活動を積極的に進めたほか、自治体職員を対象とした講習会や研修に講師を派遣するなど、地域の技術力向上も積極的に支援した。</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>(効率的な組織運営)</p> <p>○ 監事監査はその概要を分科会で報告することを検討されたい。</p>	<p>○ 分科会で監事より監事監査結果の報告を行った。</p>

独立行政法人建築研究所の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後急速な人口減少が進行する中で新築、中古、廃屋などのあり方、活用の提案を期待する。 <p>(他の研究機関との連携等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究テーマの多様性等を考え、他機関との更なる連携を検討されたい。 <p>(技術の指導等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波後の高台移転の問題や、仮設住宅のあり方など、地域に即したアドバイスなど復旧へのイニシアティブに期待したい。 <p>(国際地震工学研修の着実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際地震工学研修は特に途上国の発展に大きく寄与するものであり、貴重で優れた模範例として、今後ますますの発展に期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別研究開発課題「既存建築ストックの再生・活用を促進するための制度的課題の解明と技術基準に関する研究」では、既存建築ストックの再生・活用を円滑に実施するための制度的課題に関する誘導方策等の方向性を示すとともに、ストックの質を向上させるために必要な技術基準の整備に資するための研究を実施している。 ○ H24 年度から実施の基盤研究「津波避難ビルに係る津波波力等の評価手法に関する研究」では、陸上構造物に作用する津波荷重の評価等を行うにあたり、(独)港湾空港技術研究所と共同研究を実施するなど、他機関と連携しながら研究を推進している。 ○ 高台への集団移転などと密接な関わりのある被災者向け災害公営住宅の基本計画の策定に対する技術的支援を実施し、これにあたって、地元市町村等との意見交換を行い、具体的な建設予定地を対象に、計画コンセプト、整備戸数、配置計画、入居者募集方法など災害公営住宅の基本計画の策定支援を行った。 ○ 地震学、地震工学、津波防災に関するその時々最先端の知見・技術を取り入れつつ、開発途上国における地震災害の拡大を背景に、国際的な強い要請を受けて国際地震工学研修を実施してきたところ。研修修了者の総数(平成 25 年 3 月末時点)は、99 カ国・地域、1,588 名に達した。引き続き、内容の充実に努め、研修を行っていく。

<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>(人事に関する計画) ○ 人事交流や任期付研究員の採用に取り組まれた い。</p>	<p>○ 客員研究員の委嘱、交流研究員の受け入れ等、外部の研究機関と連携しながら、研究開発を効果的・効率的に実施している。また、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を育成するためにテニユア・トラック制度を適用した任期付研究員の選考採用を行っており、平成 24 年度は平成 25 年度に採用するものを 5 名選考した。</p>
-----------------------	--	---

独立行政法人交通安全環境研究所の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務職・技術職のラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 俸給表については国と同一のものとなっていることから、引き続き国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取り組む。なお、国からの出向者が多く、調査対象の職員数が少ないことからそれぞれの状況が全体の対国家公務員指数に大きく影響しているものである。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(国土交通政策への貢献)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の定量的説明はあったところであるが、よりわかりやすい評価に向けた工夫が求められる。 <p>(自動車審査業務の確実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務担当職員の研修・人事育成制度による審査能力向上は、地味だが極めて重要な業務であり、継続的な改善努力をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「自動車等の審査業務の確実かつ効率的な実施」に拡大し、行政の要請を効率的に実施するための目標も強化するべきではないか。 <p>(自動車の新技術や新たな国際枠組みへの確実な対応のための実施体制の強化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準化への進捗度を表で示すなど、わかりやすい説明となるよう工夫した。 ○ 平成 24 年度は、自動車審査部において専門性の高い民間出身技術者を 2 名採用する、研究領域との連携を強化するなど審査職員の能力向上を図った。また、業務に必要な知識・技能を習得するための業務習熟研修（13 回実施）や、国際化等に対応するための英語研修（41 回実施）など、継続的な改善に努めた。 ○ 平成 24 年度は、歩行者脚部保護試験、特殊自動車排ガス試験などについて基準が制定、改正されているが、これらに対応して審査を実施するための体制の整備を行った。また、審査官の試験実施能力に関する認定を 156 件与え、認定取得状況をグループ横断的に登録管理すること等により、機動的かつ効率的な審査を実施できるようにしている。なお、審査業務の「効率的な実施」については「業務運営の効率化に関する事項」においても記載している。

- 相互承認は産業界への影響も大きいと思われる。さらに重要な課題になると思う。

(自動車の新技術への対応、ユーザー目線に立った迅速かつ確実な対応のための実施体制の強化等)

- リコールに係わる不具合や事故情報は、国内だけでなく国際的に収集分析する仕組みを検討する必要があるのではないか。

(自動車の基準認証国際調和活動への恒常的かつ組織的な参画)

- 競争と協調の織りなす国際基準活動には、単なる英語能力ではなく会議をリードできる能力を持った人材を育成する仕組みを作る必要がある。

- 安全にかかわる技術や製品の相互認証は慎重であるべきと考える。相互認証により、安全性が高まるとは言い難いので、安全性を担保するための方策が必要と考える。

- 一項目の中に多くの項目があり、一度に評価することが難しい。また、ほかの項目との重複もあるような印象も受ける。

(鉄道の国際標準化の推進)

- 国際標準化の推進が、日本の鉄道技術の海外展開につながられれば、さらに高い評価が得られることになるであろう。

- 今後実質的な成果が期待できるので重点的な取り組みが必要か。鉄道事業の国際的産業への展開の基

- 相互承認制度については国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて議論されていることなども踏まえ、審査体制の段階的な強化策について検討を行っている。平成 24 年度は体制整備等を行う先行策として、申請者にとって利便性が高く、かつ効率的・合理的な運用の実現などを目的に、審査業務の運用見直しを行った。

- 米国リコール届出情報等を入手するとともに分析結果のデータベース化を実施している。また、平成 24 年 6 月に米国 NHTSA・VRTC(道路交通局自動車研究試験センター)と技術検証案件の検証方法等について情報収集・意見交換を行うなど、国際的な情報の収集、分析に努めた。

- 平成 24 年度は国際会議の議長、副議長、事務局として 7 名が参画(平成 23 年度は 5 名)し議論をリードするとともに、関係職員を自動車基準認証国際調和技术支援室に併任をかけた上で会議にはのべ 57 名(平成 23 年度比 21%増)が参加しており、引き続き組織的な参画や情報共有、国土交通省との密接な連携により体制の維持に努める。

- 安全性を担保するための方策として、平成 24 年度は、国際的な車両型式認証の相互承認制度に関する国際会議に、自動車審査業務の知見を反映すべく、5 回参加するとともに、研究領域での成果を国際会議に提案し、基準に反映するなどの国際調和活動に取り組んでいる。

- 基準・認証国際調和活動、鉄道の国際標準化活動等については、その活動を的確かつ効果的に実施するため多岐にわたる活動を連携しながら行う必要があり、引き続き注力していく考えである。

- 鉄道の国際標準化の推進のために、国際規格を議論する際の主査を務めるほか、議論への参画を通じて、日本の規格・考えを反映するよう取り組んでいる。

- 平成 24 年度は、日本で初めての鉄道認証機関として、独立行政法人製品評価基準基盤機構より認定を取得し、さ

礎となる。

らに2件の認証書を発行するなど、認証機関としての業務を積極的に実施した。引き続き業務に努め、日本の鉄道技術の海外展開に貢献していく考えである。

独立行政法人海上技術安全研究所の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」であったこと等を踏まえ、役員等の解任等は行われなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(該当無し)	(該当無し)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務職・技術職のラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。 ○ 特に不具合がみられるわけでないが、前中期計画の頃から組織改革や、意識改革に取り組んできたことが評価されていた。それらの継続的な維持と新しい展開への組織的な対応について点検を怠らないように望む。 ○ 船舶海洋工学の中心的な研究機関であるので、学会や国際会議などへの貢献も十分にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員に準じた給与体系としており、既に国家公務員と同等の給与水準となっている。24年度は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに準じて、俸給及び諸手当の減額措置を実施している。今後も国家公務員の給与改定を踏まえた見直しを行う等の継続的な対応を行っていく。 ○ 新たな社会・行政のニーズに確実に応えるためには、ニーズに対応するよう不断の見直しによる組織作りが重要である。一方、海技研の人的組織には限りがあるため、既存組織を見直しつつ、研究業務の効率化及びニーズに合致した組織作りを継続的に行っており、24年度も必要な見直しを実施している。25年度についても、中期計画、年度計画に基づき、引き続き取組を進めているところである。 ○ 24年度に引き続き IMO 等の国際会議へ提案文書の提出及び参加し、ガイドラインの策定及び評価方法の見直し等へ積極的に貢献している。また、学会等の発表会及び展示会等に参加し、研究成果の発表及びセミナー等を実施し貢献している。25年度についても、中期計画、年度計画に基づき、引き続き取組を進めているところである。

独立行政法人港湾空港技術研究所の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合的な判定において、着実な実績を上げていると評価されたため、評価結果に基づく役員解任等を行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(研究業務の効率化、効果的实施)</p> <p>○ 受託研究資金の総額及び件数ともに前年度を上回る結果となったことは評価できるが、東日本大震災による要因もあるので、今後もより一層積極的に外部の競争資金の獲得に取り組むことが期待される。</p>	<p>○ 平成 24 年度は、外部競争的資金の獲得に積極的に取り組んだ結果、前年度を大幅に上回る 117,438 千円（前年度 89,790 千円）を獲得した。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(研究の重点的实施)</p> <p>○ 研究予算のダイナミックな重点化にあわせて、組織構成への反映を検討することが望ましい。</p> <p>(国内外の研究機関・研究者との幅広い交流、連携)</p> <p>○ ODA との連携を強化するなど、研究協力協定を通じて、今後何をするのか意識していくことが重要である。</p> <p>(行政支援の推進、強化（国等が抱える技術的課題解決に向けた対応）)</p>	<p>○ 平成 24 年度は、7 の重点研究課題を設定し、重点研究課題に含まれる研究実施項目の研究促進を図った結果、研究費の重点研究課題への配分比率は、平成 24 年度計画の目標値（75%程度）を大きく超える 93.8%であった。また、大規模な地震・津波の複合災害を再現可能な実験技術やシミュレーション技術の高度化、地球規模の環境問題への対応等、所内の横断的な連携を図りながら総合的に取り組んだ。</p> <p>○ 平成 24 年度は、平成 23 年度に締結した研究協力協定に基づく、「チリ国公共事業省およびカトリック教皇大学」との間のプロジェクトである「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」において、職員をチリ政府に派遣するとともに、チリの研究者が津波防災技術の習得を目的に当研究所に滞在した他、チリにおいてワークショップを開催するなど、同プロジェクトの推進にあたっており、平成 26 年度末までの間で、津波被害推定モデルや高い精度の津波警報手法の開発、防災教育手法や災害時の業務継続計画手法の提案などを行う見通しである。</p>

○ 被害を最小限に食い止められる構造物を作る研究に対してさらなる期待をしている。

(行政支援の推進、強化(災害発生時の支援))

○ 今後の防災対策の検討においても、技術面で港空研の果たす役割は大きく、引き続き支援の強化が必要である。また、東日本大震災発生後の迅速な現地調査能力が高く評価されているが、引き続き体制の強化を期待する。

(研究成果の公表、普及(報告・論文))

○ 世界の中でのポジションを意識して取り組むことを期待する。

(関連学会の活動への参加及び民間への技術移転、大学等への協力及び国際貢献)

○ 各種規格・基準の策定、技術の国際標準化に関する支援によって、客観的な基準などが策定されたのであれば、成果がよりわかりやすい。

(人材の確保・育成)

○ 人材は研究所にとって重要な財産であり、多様な方策により優秀な研究者の確保と適切な評価、育成に引き続き努めていくこと、また、現場を知るために若手研究者の行政支援の機会をもっと増やすことが望ましい。

○ 平成 24 年度は、東日本大震災への対応等、国等が直面する政策課題に関する研究に全力で取り組むとともに、国等が開催する各種技術検討委員会に研究者を 184 名(目標値 100 名)派遣するなど、重要な技術課題解決のため、研究所をあげて支援を行った。

○ 平成 24 年度は、「ハリケーン・サンディによる米国東海岸高潮災害」等に対して、現地調査等のため研究者を派遣するとともに、東日本大震災への対応においては、「松島湾の海域環境復興を考える検討会」、「大船渡港湾口防波堤復旧に係る技術委員会」等に参画し、現地調査や技術指導を行うなど、前年度に引き続き、支援を行った。また、被災地支援を円滑に遂行すること等を目的として、国土交通省関東地方整備局との間で「災害時の相互協力に関する協定」を締結し、研究所の被災地支援機能の強化を図った。

○ 平成 24 年度は、論文、国際会議による発表等により研究成果を広く国内外に還元し、また、その研究成果等に対する評価も非常に高く、海岸工学の分野で国際的に最も権威のある賞の一つである「The International Coastal Engineering Award」(米土木学会)をはじめとして、数多くの賞を受賞した。

○ 平成 24 年度は、東日本大震災における地震、津波災害に関する調査・研究の成果が、国土交通省港湾局による「防波堤の耐津波設計ガイドライン(案)」の策定、液状化予測・判定法の確立並びにこれに伴う「港湾の施設の技術上の基準・同解説」の一部改訂など技術基準の見直し等に活用された。

○ 平成 24 年度は、公募による選考を通じて、任期付でない研究員を 2 名、任期付研究員を 2 名採用するなど、優秀な研究者を確保するとともに、人事院の長期在外研修の制度を活用して、研究者 1 名をアメリカのオハイオ州立大学に派遣している。また、52 名の研究者を国の行政機関に派遣し(前年度 48 名)、研究企画調整能力向上を図った。

独立行政法人電子航法研究所の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(業務の効率化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事監査において、「ラスパイレス指数は構成人員により決定されるため、年齢層が高い当研究所では、高めに評価されています。給与水準そのものは国と同一の基準により定められており、適正に設定されていると認めます。」との報告を受けている。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(社会的要請に応える研究開発の重点的かつ戦略的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究職員の評価が高まるような戦略的な研究開発の実施を行うべきである。 <p>(空港付近の運航高度化に関する研究開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ GNSS 精密進入や空港面監視技術について、実用化に向けた研究推進を期待する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「GNSS による高カテゴリー運航」では、日本周辺の電離層環境に検討を加えたことは評価できるが、全体を通して研究は開始段階にあり、今後を期待したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空行政等のニーズに的確に応えるため、その実現に必要なとなる技術課題の解決に向けた研究開発について、戦略的に取り組むこととしている。 ○ 空港周辺の空域を対象とする広域マルチラテレーション (WAM) 実験装置において、現用の監視センサ (SSR) の 4 倍の高頻度監視が実現可能になり、成田空港の WAM の性能要件に反映されるなど、実用化へ結びつく研究成果もでてきている。 ○ GNSS 精密進入については、平成 25 年度からの重点研究「GNSS を利用した曲線経路による精密進入着陸方式等の高度な飛行方式の研究」を開始し、実用化に向けた研究を進めていくこととしている。 ○ 平成 24 年度に設計を完了した高カテゴリー用 GBAS については、GBAS における電離圏に関わる諸問題解決のための国際的牽引役を担うため、平成 25 年度に地上実証モデルの製作を完了して新石垣空港に設置し、電離圏脅威軽減のための性能評価と検証を行う予定である。

	<p>(空地を結ぶ技術及び安全に関する研究開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本項に関しては、「例年通り」という感があり、新鮮味に欠けてきている。新規テーマの発掘が必要であると考える。 <p>(研究開発の実施過程における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部関係機関との定期的な情報交換と意思疎通には、今後も継続的な努力が必要。 <p>(基礎的な研究の実施による基盤技術の蓄積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「分散認知による管制業務の技術伝承に関する研究」については優れているという意見もあるが、全体として際立った成果と思われるものは少ない。 <p>(関係機関との連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同研究を広げることは重要であるが、それによる研究成果への効果の発現をより促進させ、国際交流以上のものを期待したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度から新たに「WiMAX 技術を用いた C バンド空港空地通信網に関する研究」という汎用技術を利用して空港付近における高速移動体データ通信システムを構築する新規テーマに取り組んでいる。 ○ 航空局との定期的情報共有の継続、エアライン、航空機製造関係者、大学等との情報交換だけでなく、関係者が集まる会議等における講演などを通じた人脈作りや防衛省、経産省及び東京大学等と積極的に交流を実施している。 ○ 平成 24 年度については、「トラジェクトリ運用環境下を見据えた空域の安全性に関する基礎的研究」や「レジリエンス向上のための管制官訓練支援ツールの開発」などで、優れた研究成果が得られている。 ○ 長年構築してきた研究連携の成果が顕れたものとして、当研究所が全体のコーディネートをを行い、総務省の研究開発テーマ募集に応募し、20 倍の倍率を勝ち抜いて採択されている。この研究は予算規模も大きく、そのうえ必要な周波数帯が研究開発のために確保され、具体的な利用シーンを想定した実証実験を行うことが盛り込まれていることなど、航空以外の分野にも利用可能な実用化につながる研究として期待も大きい。
<p>その他</p>	<p>(予算、収支計画及び資金計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部資金の獲得が少なく、獲得の熱意を高めていくことが必要。 <p>(その他主務省令に定める業務運営に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災後の岩沼分室の復旧及び実験用航空機の更新が、行われているが、これに伴う研究計画の見直しについても適切に対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受託研究については、昨年度実績を上回る 18 件の受託を実施したほか、競争的資金では 5 件を実施し、新たに 15 件応募するなど、外部資金の獲得に対する努力を継続している。 ○ 実験設備の一部及び実験用航空機については、調達が進められていたところであった。これらに伴い、個々の研究計画を見直すなど適切に対応している。

独立行政法人航海訓練所の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等を行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ 業界の要望に応えるよう努力するとともに、基礎部分の訓練を十分に行うように要望する。	○ 船員教育機関、海運業界等との意見交換会等を計 39 回実施し、求められる船員像等のニーズの把握に努めるとともに細かな指導を行い、反復実習等により、単独航海当直や出入港時における機器操作等、実習訓練の現場に反映し、船員として必要な基礎的知識・技術を身に付けさせている。 ○ 平成 25 年度においても船員教育機関、海運業界及び行政機関関係者等との連携を引き続き強化するとともに、社会状況の変化や業界の求めるニーズ等を的確に把握し、基礎的知識・技能の確実な習得を踏まえた実習訓練を適切に実施する。
	○ 燃料油の高騰に対する措置として、訓練に必要な燃料油の量の確保について財務省等へ、更なる要求を行うなどにより、航海日数を少しでも多く確保することが必要である。	○ 契約単価の引き下げと減速運航等による経費節減（燃料消費量の抑制）などにより、必要最低限の航海日数の維持と航海訓練の質の維持に努めている。 ○ 財務省に対しては、必要な航海日数の確保及び航海訓練の質の維持に必要な燃料油量について、引き続き適切な予算措置を求めていく。
	○ 実習生からの訓練評価を開始した点は評価できる。今後とも継続的に行い、意見を訓練に適切にフィードバックする体制の維持に努めるべきである。	○ 個別訓練及び乗船実習満足度など、実習生からの訓練評価や乗船実習を修了した海技者からの訓練評価を適切に QSS マネジメントレビューに反映させ、各練習船における実習訓練に効果的に取り入れた。 ○ 平成 25 年度においても引き続き訓練評価の適切な把握に努めるとともに得られた意見等を適切にフィードバックする体制を維持し、実習訓練の質の維持に努める。

独立行政法人海技教育機構の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等を行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ 施設・設備の老朽化による教育機材への影響をよく検討し、必要な機材の更新等を図るように努めるべきである。	○ 長期的な整備計画を見直し、平成 24 年度においては、海上技術学校 4 校及び海上技術短期大学校 3 校のレーダ A R P A シミュレータの更新を行った。 平成 25 年度においては、1 校の実習用ディーゼルエンジンの更新整備を行う予定である。
	○ 資質教育に対する専修科への学生アンケートは今年度開始したところであるので、本科を含めそれへの対応による具体的な成果を今後も継続して検証する必要がある。	○ 本科生及び専修科生への寮生活アンケートでは、「寮生活が将来役に立つ」、「規則正しい生活をするようになった」との回答が多く、資質教育における寮生活の効果の高さが伺える結果となった。 ○ 寮生活については、学校毎に「生活習慣」を身に付けるよう生活指導を行ってきており、今後も寮生活アンケートを継続して実施し、その都度、生徒・学生の資質形成への成果を検証し、改善を図っていくこととしている。
	○ 寮生活は、特に船員として求められる資質を涵養する大切なツールの一つであり、施設の老朽化に起因する学生の不満を解消するために一層の努力が必要である。	○ 寮生活アンケートの結果を踏まえ、平成 24 年度は、清水校と館山校の風呂用ボイラーの整備などを実施した。 平成 25 年度においても、宮古校の風呂用ボイラーや唐津校の物干し場の整備等、寮の施設・設備の補修・改善を計画している。 寮の施設・設備については、今後も各校の状況を見ながら必要な整備を行っていく予定である。
	○ 卒業生に対する業界の要望に添えていくよう工夫が必要である。	○ 海運業界の要望を的確に把握し、効果的な海技教育を実施するため、海運業界等との意見交換会を 49 回開催するとともに海事関係団体への訪問を延べ 12 回行った。業界からは、荷役に係る教材の充実や、より即戦力に近い機関士養成といった要望があったことを受けて、荷役に係る教科書の記述を大幅に改訂し、航海訓練所と連携して、練習船の機関開放整備等の手順等を撮影した視聴覚教材を作成

		<p>するなど教材の充実、改善に取り組んでいる。 平成 25 年度においては、(公財)海技教育財団の内航船荷役作業 DVD 制作検討委員会に委員として参画し、同財団と協力して新たな教材の作成を進めている。</p>
	<p>○ 国際条約の改正に対応した訓練・講習の展開・実施を期待する。 また、予期せぬ災害や事故の発生に備え、独自の B C P (Business Continuity Plan) の構築・運用が求められる。</p>	<p>○ STCW 条約の改正に伴い、新たに盛り込まれた訓練要件に対して、次の訓練内容の見直し、追加を行った。 ・ブリッジ・リソース・マネジメント (BRM) 訓練 ・電子海図情報表示システム (ECDIS) 訓練 ・エンジンルーム・リソース・マネジメント (ERM) 訓練 ○ 機構及び各学校の地震等災害ごとのリスクを把握するとともに、「危機管理・安全管理マニュアル」との関連を整理し事業継続計画 (B C P) 案を作成した。 平成 25 年度は、事業継続計画確定後、これを基に各学校に事業継続計画の作成を指示することとしている。</p>

独立行政法人航空大学校の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画を達成し、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	○ 今後は人事交流の具体的成果についても踏み込んで検証する必要がある。	○ 航空事故調査官経験者を安全統括管理者を補佐する位置の職務に起用して、事故調査の経験を生かし、安全管理体制を総合的に見直し、効果的な安全対策の実進を進めている。また、航空従事者試験官経験者を教官に採用して、操縦士に求められる技能を学生が効果的に身に付けられるよう教育内容の改善などに努めている。 ○ 引き続き適切な人事交流を実施し、運営の効率化等を実施する。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ アサーションの実施方法の明確化等、事故再発防止策を講じたうえで、平成 23 年 10 月に帯広分校での訓練を再開したことは評価できるが、3 年連続の航空機事故発生という点を重くとらえるべきである。過去の教訓が生かされているとは言い難く、徹底的な検証と対策の策定を通じた更なる改善の努力を望む。 ○ 飛行前の機体の点検、健康状態の確認をしっかりと実施していくべきである。 ○ PDCA サイクルによる十分条件としての Check（見直し）と Action（改善）における安全上の問題や機能不十分な点が明らかにされておらず、見直し結果で明らかになった問題に対する有効な対策の実施が不明瞭である。単に決まり事の確認といった型どおりの見直しや実効性のない改善ではなく、傾向	○ 事故の原因については、航空大学校も協力し、運輸安全委員会において調査継続中であるが、航空大学校としても事故の徹底的な検証を行い、事故再発防止策として、以下のような対策を実施している。 ・飛行訓練装置による緊急操作手順の確認 ・訓練前の訓練エリア詳細地図を用いた安全訓練高度等の確認 ・教官の技量の臨時検査 等 ○ 今後とも下記に示す安全管理体制の強化（飛行前の機体点検、健康状態の確認及び訓練把握のための体制構築）を通じ、更なる改善を図っていく。 ○ 飛行前の機体の点検は引き続き着実に実施している。 ○ 毎日のフライト前の健康状況の自己申告を強化した。 ○ 安全上の問題などを適切に把握するため、以下のような訓練の状況把握のための体制を構築した。 ・学生による理事長への毎飛行後のアンケート提出、理事長と学生の直接対話等を通じ、改善点の洗い出しを行い、それを踏まえて教官の指導、訓練の改善等を実施。また、それら取組みについて本校及び各分校間で情報共有。

<p>や兆候の背景まで見直し、具体的な方法や必要な資源を提供するための措置など、継続的・持続的改善策が求められる。</p> <p>○ FTD により、過去に航空大学校で発生した事故の対処訓練を実施することなどを考えるべきである。</p> <p>○ 対地衝突防止装置、空中衝突防止装置、飛行記録装置、操縦室用音声記録装置等の機器搭載はコスト面の問題はあるが、訓練機に搭載すれば機器の取り扱いや操作に習熟し旅客機の操縦に役立つと思う。</p> <p>○ 震災の影響による、学生数の確保未達、広報活動の停滞等についても、早期に正常化が行われることを期待する。</p>	<p>・ヒヤリハット・レポートについて、報告の促進と周知手法の改善。</p> <p>○ これらを通じて傾向や兆候の背景まで見直した継続的・持続的改善を行うための安全管理体制の構築を進めている。</p> <p>○ 平成 22 年の宮崎本校におけるかく座事故を踏まえ、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の座学において、ポーポイズが発生した場合には躊躇することなく着陸復行することを徹底 ・教官同乗の実地訓練において、着陸復行が必要な高起こし及びバルーニングの状況を再現し、学生の判断で復行訓練を実施 <p>○ 対地接近警報装置及び航空機衝突防止装置に関しては、簡易的な機能を有するものについて効果の検証を行っている。</p> <p>○ 飛行記録装置及び操縦室用音声記録装置に関しては、直ちに小型機に搭載できるものはないが、航跡確認のためGPSを用いた記録装置を活用しており、ビデオカメラの使用についても検討している。</p> <p>○ 仙台分校における訓練遅延の正常化に向けて取り組んだ結果、平成 25 年度入学生について通常の 72 名を募集することができた。また、平成 26 年度より訓練が正常化する見込みである。</p>
--	---

自動車検査独立行政法人の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、年度計画が中期目標達成に向けて着実な実施状況にあり、平成 23 事業年度評価における総合的な評価が「A」であったことを踏まえ、役員解任は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項		
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ e-ラーニングシステムについて、活用者の意見等を踏まえた内容の拡充、改修が必要。 ○ 職員の意欲向上における継続的な実施に期待。 	<p>《平成 24 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規採用者に対する研修を補完するために構築した、審査における安全作業の e-ラーニングシステムを活用する等により、研修がより効果的なものとなるよう努めた。 <p>《平成 25 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修内容の習熟度向上を図るため、e-ラーニングシステムの補完的な活用を拡大すべく、活用者の意見等を踏まえコンテンツを拡充することとしている。 <p>《平成 24 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務への取組意欲の向上を図るため、平成 24 年度の以下の業績について、業績表彰を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・届出打刻と相違する刻印字体の発見 1 名 ・連続無事故を達成した組織 10 事務所 ○ 業務改善に向けた取組を奨励・支援した結果、検査を効率的に実施するための器具の製作等全国で 16 件の取組が行われた。このうち、特に優れた取組である 5 件については、理事長表彰を行った。 ○ このような業績や改善に向けた取組は、イントラネット等によって広く全国に展開され、更なる業務への取組の意欲向上を図るとともに、他事務所等において活用・改善が図られる体制が整備されている。その結果、全国展開が図られている。 ○ 職員が改善提案等を容易に発信できるよう「NAVI ポスト」で常時提案を受け付け、業務改善の検討に活用した。

- 検査情報の有効活用、受検者への適正な情報提供等、高度化施設の活用について、引き続き取り組み、今後の成果に期待。

《平成25年度》

- 職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績、並びに緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることとしている。

《平成24年度》

- 新規検査等における車両の状態を画像等で取得する機器及び検査結果等について電子的に記録・保存する機器（以下「高度化施設」という。）の運用において、新規検査等において取得した画像と継続検査等における車両の照合を順次開始することにより、受検者に対して不正受検の抑制を促すとともに、継続検査における不正二次架装等の不正受検の排除に努めた。
- 高度化施設により取得した検査情報をリコールをはじめとした各種国土交通施策に有効活用されるよう、国土交通省と連携して、抽出すべき情報、その集計・分析体制等について、平成25年度に予定されている国土交通省のシステム改善の検討を実施した。
- 利用者の方々に適切な点検・整備を実施していただくことを促進する観点から、検査が不合格であった車両に対し、測定値等の審査結果情報の提供を順次開始した。

《平成25年度》

- 高度化施設を全国的に運用し、継続検査等において、新規検査時に画像を取得した検査車両に対し、取得した画像と実際の車両の照合を画像表示端末の整備に応じて、本格実施する等により検査後の二次架装や受検車すり替え等の不正受検を防止することとしている。
- 高度化施設により取得した検査情報を適切に管理しつつ、この情報がリコールをはじめとした各種国土交通施策に有効活用されるよう、高度化施設と自動車検査情報システムとの有機的に連携を図り、リコールに繋がる可能性がある不具合の抽出や検査の重点化のための分析手法、点検・整備の促進に向けた取組等について、国土交通省と連携して検討することとしている。
- 利用者の方々に適切な点検・整備を実施していただくことを促進する観点から、検査が不合格であった車両に対し、測定値等の審査結果情報の提供を順次拡大することとしている。

○ 職員の人身事故について、再発防止策の一層の徹底が望まれる。

○ 盗難車両対策についてスキルの継承に期待。

《平成24年度》

- 「人身事故非常事態宣言」を8月に発令し、職員に人身事故に関して緊急的に注意を促し、その後、10月に策定した「人身事故非常事態宣言発令のまとめ」において、重点活動取り組み領域として、職員による安全上の不注意が原因の事故及び受検者による事故への対応等を基本にソフト面及びハード面から事故防止対策を各種実施した。
- 「安全衛生実施計画」の策定・徹底、マルチテスト等の事故防止に有効な機器の導入、各事務所等における事故原因の分析、再発防止策の検討、情報の共有等の取組を実施した。
- 理事長巡視、検査部管内所長会議やWEB会議などあらゆる機会を通じて、職員に対して事故防止の注意喚起を促した。

《平成25年度》

- 引き続き、事故分析に基づく効果的な再発防止対策等を検討し実施することにより、受検者等の事故の削減を図ることとしている。
なお、人身事故については、中期目標を達成するため、平成25年度の発生件数を12件以下とすることを目標としている。

《平成24年度》

- 自動車の盗難防止等にさらに貢献するため、ネットワークシステムを活用し、車台番号の改ざん事例の全国展開等により、職員による改ざん等に関する確認能力の向上を図り、本来の字体とわずかに相違する車台番号の改ざん等を発見し、国土交通省地方運輸支局等へ通報を行った。

《平成25年度》

- 引き続き自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国土交通省への通報の取組を行うこととしている。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の新任等は行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(事業費の効率化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画及び年度計画に従い、すでに目標を達成しており、着実な業務実績と評価できる。今後においても達成に向け、努力して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度計画予算における事業費は平成19年度計画予算と比べ14.5%を削減し、第2期中期目標に定められた数値目標（5%程度の削減）を達成した。平成25年度から始まる第3期中期目標期間においても引き続き事業費の削減に努めることとしている。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(受託工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引続き未開通区間の工事の進捗をはかり、早期運行再開につなげて欲しい。 <p>(鉄道建設コストの縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 品質を落とすことなく、技術と管理ノウハウの向上を通じて継続して成果を挙げている。今後も地道に継続されたい。 <p>(開発成果の公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な協力の促進の立場から、現状の日本語での優れた発表を維持するとともに、英文での発表も 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三陸鉄道（北リアス線・南リアス線）の復旧工事については、第2次運行再開区間である南リアス線（盛・吉浜間）において、津波により流出した盛土の復旧等の路盤工事及び軌道の再敷設等の軌道工事等の工事を実施し、平成25年4月3日の運行再開に尽力し、被害が特に甚大だった岩手県沿岸南部で初めての鉄路復旧を果たした。 引き続き、鉄道事業者や地方公共団体等関係機関と連携・調整を図り、路盤工事や軌道工事等を着実に推進し、平成26年4月の全線運行再開を目指しているところ。 ○ コスト構造改善の取組みに当たっては、国土交通省等における具体的事例を収集・分析するとともに、鉄道建設本部計画部長を長とするコスト構造改善プロジェクトチーム会議を2回開催し（平成24年9月、平成25年2月）、現在各支社・建設局において実施しているコスト構造改善施策の全社的な情報共有を図り、実施状況の検証等を行うことにより、更なるコスト構造改善施策の実施を促した。 ○ 鉄道建設技術に関する開発成果を広く社会へ還元するため、各種学会等へ88件の論文を発表した。また、それらの

	<p>増やして欲しい。</p> <p>(鉄道分野の技術力を活用した支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の鉄道整備につながる重要な仕事であるので、今後も着実に進めてほしい。 <p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の高い技術の海外への普及及び実際の建設に結びつけるためには、今後とも重要な局面が続くため、引続き重点的に推進して欲しい。 <p>(高度船舶技術の研究開発・実用化への助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船員の高齢化など内航船に喫緊の課題解決に資する開発と実用化に今後とも注力して頂きたい。 	<p>機関誌等へ46件の論文投稿を行った。 これらの論文発表・投稿のうち、30件（このうち英文7件）は外部の専門家による査読付きである。また、5件については学会等から各種の賞を授与された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が有する鉄道分野の総合的技術力を活用し、国土交通省、地方公共団体等からの要請に対応し、7件の鉄道整備の計画に関する調査等を実施した。 また、鉄道事業者、地方公共団体等の要請に応じ、16件の技術支援を実施した。 ○ 国土交通省等の関係機関との連携を図りつつ、海外への専門家の派遣及び各国の研修員等の受入れ等を実施するとともに、各国の高速鉄道計画に対する技術協力を可能な限り実施した。 ○ 機構が実用化助成を行った「高度船舶安全管理システム」を搭載している限定近海を航行区域とする機関出力1,500kW以上6,000kW未満の船舶は、法令で定められた機関部職員の配乗から1名減じた体制であっても安全に航行することができることなどが確認されたため、機関部職員の配乗を現行の3名から2名とすることが国土交通省により認められた。
<p>予算、収支計画及び資金計画に関する事項</p>	<p>(船舶共有建造業務に係る財務状況の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未収金の発生防止と回収促進に地道な努力をし、未収金残高が24億円まで減少したことは評価するが、これをもって年度計画を著しく上回る特筆すべき成果とするかは、意見の分かれるところであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建造審査要領に基づく厳正な審査や、リスクスケジュール計画の策定、オペレーターへの用船の維持要請等のあらゆる措置を講じて未収金の発生防止・回収促進に努めた。また、未収金処理の迅速化を図るため、会社更生、民事再生等の法的処理や、使用料等の滞納が長期化し、かつ、事業経営継続による未収金の回収を図ることが困難な事業者に対しては、弁護士等のアドバイスを受けつつ、裁判所の監督下で共有船舶の売却を行う等、債権回収の最大化を図ってきた。

独立行政法人国際観光振興機構の平成23事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成23事業年度の総合評価が「A」であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23事業年度評価における主な指摘事項	平成24及び25年度の運営、予算への反映状況
総合評価	<p>○ 東日本大震災に当たっての取組は特筆すべき素晴らしい対応であった。今後ともこうした緊急時の対応が確実に実施できるよう、日頃からの準備を期待する。</p>	<p>○ 東日本大震災に関する情報の海外への発信については、原発問題の一般情報、放射線量情報等をウェブサイトに掲載するなど、継続的に正確な情報発信を行っている。平成25年度に顕在化した福島原発の汚染水問題についても、ウェブサイトにおけるメッセージ掲載や、海外現地のメディアや旅行会社に対するメール配信等を通じて正確な情報提供を行い、訪日旅行者の不安の払しょくに努めている。</p> <p>また、緊急事態発生時の業務執行体制の確保については、平成24年度に、事業継続計画(Business Continuity Plan)(本部)及び海外における緊急事態対応マニュアル(海外事務所)をそれぞれ整備したところである。</p>
	<p>○ 今後とも海外事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、「訪日外国人300万人プログラム」への積極的な連携・貢献を図ること。</p>	<p>○ 機構の海外事務所のネットワークを活用した現地の最新の市場動向・ニーズの継続的な把握、海外現地メディアを通じた広報活動、日本向けツアーの現地旅行会社による企画・販売促進、一般消費者への観光情報発信等、海外現地のマーケティングプロモーション活動を行うとともに、これらの活動を通じて情報収集・分析した海外訪日旅行市場の最新情報を観光庁にタイムリーに提供し、「ビジット・ジャパン事業」の企画・立案業務に貢献している。</p> <p>また、平成24年度に新たに導入された外国人観光案内所認定制度に基づき、「JNTO認定外国人観光案内所」として342カ所(平成24年度時点)を認定するとともに、各種情報提供等を通じ、全国の案内所のサービスの質の維持・向上を図っている。</p> <p>さらに、地方自治体、民間事業者等の事業パートナーに対し、「JNTO業務報告会」、「JNTO個別相談会」、「JNTOインバウンド旅行振興フォーラム」等を通じ、海外プロモーション事業を行う上で有益な情報提供やアドバイスを行って</p>

いる。

こうした中で、平成25年6月、政府の観光立国推進閣僚会議（主宰 内閣総理大臣、構成員 全閣僚）において取りまとめられた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」において、観光は、今後人口減少・少子高齢化が見込まれる中、国内の観光需要を喚起するとともに、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域経済の活性化、雇用機会の増大などにつなげていくことが重要であるとされている。

また、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」（平成25年6月14日閣議決定）においても、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現のため、日本の強みを生かして成長が期待できる分野であるとされ、政策資源を一気通貫で集中投入すべき分野として位置づけられている。

そのため、本年訪日外国人旅行者数1000万人を達成し、さらにその先の目標である2000万人の高みを目指すため、引き続き観光庁、経済産業省、JETRO等と協働して、具体的な連携を進めていく。

独立行政法人水資源機構の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等を行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武蔵水路改築工事現場で発生した 2 件の油流出事故は、事故後に適切な対応が取られ水道用水供給に影響は生じなかったものの、今後は安定的、良質な用水供給のため、水質事故の再発防止に努められたい。 ○ 計画規模を超える洪水への対応について、事前放流の検討や降雨流入予測の高度化など、洪水被害低減の取組みを継続することを期待する。 ○ 環境保全の取組みは着実に進められており、改築魚道における遡上数増加や、温室効果ガス排出量の削減目標の達成、吉野川局管内の 4 事務所における ISO14001 の取得などは評価できる。今後も、なお一層、環境に対する取組みに努めて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度に発生した 2 件の油流出事故を教訓として、「油を漏らさない」、「油を武蔵水路に入れない」、「油を荒川に流下させない」の 3 重の対策を講じることとし、各機械・設備及び場内における養生対策を徹底するとともに、武蔵水路内に油が流出した際の緊急対応について機構及び施工業者間での連絡・連携体制強化を図った。 ○ 事前放流の検討にあたって、引き続き検討を進め、二山洪水時の安全性の検討等、操作が可能となる課題の整理を実施した。 早明浦ダムでは、計画規模を超えるような洪水が発生し緊急時のダム操作を行うことになっても、ピークカットを行いダムからの最大放流を押さえる操作を検討し、効果と安全性について検討を行った。更に、ただし書き操作要領の変更に向け、関係機関との協議を行った。 銅山川 3 ダム(上流から富郷ダム、柳瀬ダム及び新宮ダム)では、富郷ダムが洪水調節を行ったときの洪水調節容量の使用率の改善による新宮ダムにおける緊急時のダム操作の削減に配慮した 3 ダム連携操作を検討し、施設管理規程の見直しに向けて関係機関と協議を行った。 また、草木ダム管理所において、ダムの計画規模を超えるような「異常洪水」に対して、ダム下流の浸水被害を最小限に抑えるための放流方式(特別防災)の演習を行った。 ○ 自然環境保全の取組みとして、魚類の餌となる藻類の更新を促進させるなどの目的で、洪水期に向けてダムの貯水位を低下させる時期に合わせてダム放流量を一時的に増やすフラッシュ放流を 7 ダムで実施した。温室効果ガスの排出削減においては、室生ダム初瀬水路取水塔地点の小水力発電は、詳細設計を実施し、建設に着手した。また、

	<p>○ タイ洪水に対する国際緊急援助隊員の派遣と今後の対応策の策定等、機構の技術力を生かした国際協力プロジェクトに引き続き積極的に取り組むことを期待する。</p>	<p>ISO14001 については、新たに 20 事業所において認証を取得した。</p> <p>○ タイで発生した洪水被害に対し、タイ国による包括的治水対策の国際コンペが平成 24 年 7 月より開始され、日本国政府、土木学会等の強いサポートのもと、初めてのオールジャパンとしてのコンソーシアムを結成し、コンペに応募することとなった。機構は、我が国を代表する主要なゼネコン 8 社、コンサル 9 社及びタイ国のローカルゼネコン 1 社とともに、同コンソーシアム内で唯一の政府系機関として参画し、そのとりまとめ役としての役割を担った。</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>○ 総人件費の削減に努められていることは評価できるが、様々な根拠、理由があるにせよ依然として対国家公務員指数は高いと言わざるを得ない。</p>	<p>○ 人件費の削減については、平成24年度において、以下に掲げる給与抑制の措置を講じた。</p> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本給 6. 5%カット ②地域手当の支給割合 20%カット ③地域手当の異動保障の凍結 <p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本給 5%カット ②地域手当の支給割合 20%カット ③地域手当の異動保障の凍結 ④地域勤務型職員の本給減額 ⑤昇給の停止 ⑥現給保障の廃止 <p>また、「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」に基づく国家公務員の給与見直しに関連した措置を実施した。</p> <p>これらの取組によって、人件費を平成 17 年度と比較して 23. 7%削減した。</p> <p>また、平成 24 年度における対国家公務員指数は 109. 4（年齢勘案）となり、この給与水準の検証結果及び適正化への取組状況についてホームページ等にて公表した。</p>

独立行政法人自動車事故対策機構の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	<p>中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員 の解任等は行わなかった。</p> <p>また、上記の評価等を踏まえ、同評価委員会において平成 23 年度末に退任した役員 1 名の平成 23 年度における業績勘案率が「0.9」とされたことから、この率を乗じて退職金を算定した。</p>
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>○ 確実な業務運営を行う上で、業務の効率化や組織運営の効率化について、引き続き検討、実施することが求められる。</p>	<p>○ 組織運営の効率化を図るため、主管支所及び支所の合理化について、平成 24 年度は組織合理化検討委員会・組織合理化プロジェクトチームを設置することにより体制を確立し、基礎調査を実施し合理化の方向性を検討した。平成 25 年度においても引き続き検討を行い、結論を得ることとし、組織運営の効率化を図ることとしている。</p> <p>○ 業務の効率化を図るため、指導講習・適性診断に係るインターネット予約について予約受付開始を 1 ヶ月以上早めるなどにより、利便性の向上を図った結果、インターネット予約率は指導講習で 52.5 % (平成 23 年度 18.0 %)、適性診断で 32.1 % (同 18.4 %) となり、また、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図った結果、支所以外での一般診断受診者の割合は、47.4 % (同 42.5 %) となり、電話対応等の時間が減少するなど、受付業務等の効率化が図られた。平成 25 年度においても引き続き業務の効率化を図ることとしている。</p>
	<p>○ ラスパイレス指数については、国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための措置を講ずる必要がある。</p>	<p>○ 適正な給与水準を確保するため、人事院勧告を踏まえ、役員 の俸給月額を 0.5 %、職員の俸給月額を平均 0.23 % 引き下げ、また、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づき、国家公務員に準拠して、平均 7.8 % の減額をそれぞれ平成 24 年 4 月から実施し、加えて、新規職員を平成 24 年度に 18 名採用し、職員の新陳代謝を図った結果、平成 24 年度の給与水準 (年齢勘案) は 104.5 (平成 23 年度 105.1) となった。平成 25 年度においても引き続き適正な給与水準を確保することとしている。</p>
	<p>○ 職員のコンプライアンスの徹底等については、職</p>	<p>○ コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、コンプ</p>

	<p>員による業務上横領による逮捕という事態を重く受け止め、同様の事件の再発防止を図る観点からも、より一層の取組を進める必要がある。</p>	<p>ライアンスの実践状況を確認するためのチェック表を職員へ配付し、各自、自己の行動について機構が作成したマニュアルに沿って行動できたか確認するとともに、マニュアルの再徹底を図った。平成 25 年度においても引き続き職員のコンプライアンスの徹底を図ることとしている。</p>
<p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>○ 引き続き、安全指導業務に係る民間参入を促進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供等を積極的に行うことが求められる。</p>	<p>○ 安全指導業務に係る民間参入を促進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対し、講習教材や診断機器（i-NATS）の提供、認定取得に必要な要件研修（教育訓練）を実施した結果、指導講習においては平成 24 年度中に 7 者が認定を受け、平成 25 年 4 月から 5 月にかけて、指導講習 5 者、適性診断 8 者が認定を受けた。平成 25 年度においても引き続き新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対し、機構のノウハウの提供等を行うこととしている。</p>
	<p>○ 療護施設や訪問支援事業の充実等、重度後遺障害者への支援の重点化が引き続き行われることが求められる。</p>	<p>○ 重度後遺障害者への支援の重点化を進めるため、療護施設並びに主管支所及び支所において、次のような取組を行った。平成 25 年度においても、引き続き重度後遺障害者への支援の重点化に取り組むこととしている。</p> <p>① 療護施設では、質の高い治療及び看護を実施し遷延性意識障害からの脱却者数が 28 人となった。また、リハビリテーションの体制を強化するとともに、新看護プログラムの効果を検証する評価基準を策定して試行を継続し、表情の顕在化、関節や筋肉の拘縮の改善等による患者の QOL 向上と、在宅介護への寄与を図った。さらに、泉大津市立病院に近畿地区委託病床を新たに開設し、関東地区では平成 25 年度に再度入札する予定としている。</p> <p>② コーディネーター（被害者支援専門員）を養成して全主管支所に配置するなどにより実施体制を強化の上、各主管支所及び支所において、2,139 人の介護料受給者宅を訪問し、相談対応、情報提供等を行う、訪問支援を実施した。また、各家庭の受給者、介護者等が意見交換を行う交流会を各地で開催するとともに、医療専門家から助言・指導を直接受けるなどの機会を設けた。さらに、短期入院・入所促進のため、国土交通省、短期入院協力病院、被害者団体等の参加による意見交換会を、各主管支所の主催により、順次開催した。</p>

独立行政法人空港周辺整備機構の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	<p>中期目標に定められた項目について、中期計画に沿った年度計画を順調に実施し、国土交通省独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評定が「A（中期目標の達成に向けて着実な状況であると認められる。）」であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。</p>
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>○ 福岡の各事業についても、更なる事業費の縮減や事務の効率化を図るとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）を踏まえた取り組みを実施すること。</p>	<p>○ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は平成 25 年 1 月に凍結されたが、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」（平成 25 年法律第 67 号）に基づき、福岡空港に係る空港運営の民間委託等が行われることとなる際に、国において福岡空港の周辺環境対策について実施主体の検討が行われる中で、機構は業務を適正かつ円滑に進めるための方策の検討を行うこととしている。</p> <p>それまでの間は、これまで実施してきた事業費の縮減や事務の効率化を引き続き実施することとしている。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>○ 本社機能の福岡への移転後においても、理事長等と監事との意見交換や役職員相互の意思疎通を適時適切かつ積極的に行うことにより、引き続き機構の役割が十分に発揮できるよう努めること。</p>	<p>○ 原則毎月、役員（監事を含む）と管理職による会議を開催し、事業実施状況や課題等について意見交換を行い、役員から出された意見や指示を各管理職が持ち帰り課内ミーティング等で各職員へ周知するなど、役職員の意思疎通を図っている。また、業務運営の方針等、重要事項については、必要に応じ理事会を開催し、審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。</p> <p>このほか、理事長と監事の間において、随時、意見交換を行っている。</p> <p>なお、監事監査（定期監査）において、内部統制の整備・運用に係る監査を実施しており、内部統制の取り組みについては適切に行っており、引き続き取り組みを継続するよう、理事長あて報告がなされている。</p>

独立行政法人海上災害防止センターの平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成にされ、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が『A』評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<p>(給与水準)</p> <p>○ 業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き、業務実績及び情報公開を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。</p> <p>(随意契約・一者応札)</p> <p>○ 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成 21 年 12 月 21 日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。</p>	<p>○ これまでに役員報酬の減額、職員俸給表の引下げ、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところであり、平成 24 年度においても国家公務員に準拠した給与改定を行った。</p> <p>また、民間法人化を控え、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員の採用を段階的に進めており、これら取組みを通じて、給与水準の引下げ及び総人件費の抑制を図っている。</p> <p>平成 24 年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を 24 年度業務実績報告書に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会海上災害防止センター分科会の評価を受けるとともに、評価結果についてホームページ上で公表する予定。</p> <p>○ 小額随意契約を除く全ての契約について、詳細かつ厳格に審査を行い、競争性、透明性の確保等を図るため、全ての公告をホームページに掲載し、契約情報提供の充実を図るなど、平成 22 年 6 月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取組みを行い、平成 20 年度に 46 件であった随意契約を 22 件まで引き下げ、計画を達成している。</p> <p>また、より一層の透明かつ公平な契約手続きの確保を図るため、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を開催し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約に関して点検を受け、平成 24 年度に係る契約について、特段の指摘は受けていない。</p>
国民に対して提供するサー	<p>(内部統制)</p> <p>○ 監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員</p>	<p>○ 内部統制については、主として次の措置を講じた。</p>

<p>ビジネスの質の向上に関する事項</p>	<p>のイニシアティブの下、検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえた業務継続計画（BCP）の策定 ・監事監査にあわせてのリスク評価の実施 ・情報セキュリティ対策の決定 ・業務継続計画に基づく、備蓄食料や水、通信回線の確保等の対応
------------------------	---	---

独立行政法人都市再生機構の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評定が「A」の評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(公の政策目的に資する都市再生の推進)</p> <p>○ 都市再生業務に関しては、今後一層進展する少子・高齢社会の中では、「女性が安心して子供を育て、働ける環境づくり」や「元気な高齢者が働けて社会貢献できる環境づくり」等が必要である。そのため、鉄道駅周辺を中心として各種サービス施設等をまとめたコンパクトな街が求められると考えられ、そのような高齢者や共働き世帯にとって暮らしやすく、我が国の活力を高めるようなまちづくりに向けた機構の取組みを期待したい。</p> <p>(都市再生プロジェクト等の国家的プロジェクトへの取組)</p> <p>○ 大手町一丁目をはじめ、国際ビジネス拠点作りとして国家的プロジェクトを推進しており、機構がもっているノウハウや技術力などを活かし、引き続き業務を行ってほしい。</p> <p>(住宅セーフティネットとしての役割への重点化)</p> <p>○ 賃貸住宅業務に関しては、今後、機構の住宅セーフティネットとしての役割は益々高まるものと考えられ、高齢者、子育て支援等のための地域福祉拠点としての住宅団地の再生については、コストとのバランスを取りつつ、我が国のモデルとなるような取組みを一層積極的に推進すべきである。</p>	<p>○ 高齢者や共働き世帯等にとって暮らしやすいまちづくりを進めるために、鉄道駅周辺を中心としたコンパクトなまちづくりを推進しており、平成 24 年度には、藤枝駅北口周辺地区（静岡県藤枝市）で、駅周辺の土地利用の高度化、高齢者施設の導入等を進める事業化に向けたコーディネートを実施し、再開発事業の都市計画決定に至った。また狭山市駅西口地区（埼玉県狭山市）では、駅前の住宅供給、図書館、子育て支援施設、市民センター等の公益施設整備等を行う市街地再開発事業が完了した。</p> <p>○ 大手町フィナンシャルシティの竣工や、土地区画整理事業区域の拡大等、大手町での連鎖型都市再生プロジェクトは着実に進行している。引続き機構が持つノウハウや技術力を生かし、国家的プロジェクトを推進して参りたい。</p> <p>○ 高齢者、子育て支援等のための地域福祉拠点としての住宅団地の再生については、地方公共団体や民間事業者等の様々な関係者との連携が不可欠であるとの認識の下、一層の連携の強化を図っているところ。 平成 24 年度においては、団地再生事業に伴い生み出される整備敷地等の活用により、高齢者支援施設 3 件、子育て支援施設 1 件を誘致する等、地域の</p>

	<p>○ また、緑地等の良好な居住環境を有する賃貸住宅ストックを活用し、間取りや内装、設備を現在の生活スタイルにおいても使いやすくリフォームするなど、若い世代の住宅団地への入居を促進するような取組も今後強化していくべきである。さらに、高齢者とその子供世帯の隣居、近居など、介護を支援し、世代の多様化を促す取組を一層進めていく必要がある。</p> <p>○ コスト削減だけで収益を上げる構造では、いずれ事業本体に悪影響を及ぼしかねず、新しい発想による積極的な展開も必要である。</p> <p>(バリアフリー化を図った住宅の供給)</p> <p>○ エレベーター設置の費用対効果を高める工夫はできないか。</p> <p>(団地の基本的類型に基づく事業の実施)</p> <p>○ 高齢者支援施設の誘致としては、既存の空き施設において23年度末で220件と積極的な取組みが認められるが、既存の空き施設を利用した「民間活用による高齢者向けサービス提供」は2団地における実施であり、更なる推進が期待される。</p>	<p>福祉拠点の形成をはじめ、多様な地域のまちづくりの課題に対応する取組みをコストとのバランスをとりつつ積極的に行ったものである。</p> <p>○ 若年・子育て世帯などの多様化するライフスタイルに柔軟に対応するため、個別団地ごとに商品企画を行い、仕様・設備・カラーイメージのバリエーション等をトータルコーディネートしたりリニューアル住宅の供給を推進。また、「コソダテUR」など民間事業者の企画力及び情報発信力を活用し、高齢者・子育て世帯が親族と互いに交流援助しながら生活していける制度を実施するなど若年・子育て世帯の入居を促進する取組みを図っているところ。</p> <p>○ サステナブルな組織運営を目指すため、コスト削減だけではなく、団地別・エリア別の経営管理体制の強化や民間事業者と連携した生活支援サービスの導入等による団地の付加価値向上等の新たな取組みを推進するほか、収益向上策に係る社内公募を実施するなど、職員一人一人の経営的意識を徹底しているところ。</p> <p>○ 中層住宅へのエレベーターの後付設置については、国の支援を受け設置工事を行い、前年度着工分を含め、3団地7棟で合計19基を使用開始。新たに、2団地8棟で合計25基の設置を計画。 エレベーターを設置した住棟においては、バリアフリー化による利便性の向上を訴求することでの入居促進を図り、費用対効果の向上を図っているところ。</p> <p>○ 団地再生事業に伴い生み出される整備敷地等の活用により、平成24年度においては、高齢者支援施設3件、子育て支援施設1件を誘致、また高齢者支援施設の誘致としては、既存の空き施設において平成24年度末で237件と地域の福祉拠点の形成をはじめ多様な地域のまちづくりの課題に対応した取組みを推進した。 また、民間活用による高齢者向け各種サービス提</p>
--	---	---

	<p>(管理水準、顧客サービス水準の維持・向上等)</p> <p>○ インターネット申込サイトのユーザビリティ向上については検証が望まれる。</p> <p>(東日本大震災からの復興に係る業務の実施)</p> <p>○ 東日本大震災からの復興に関しては、地震から1年以上経過したにもかかわらず、なかなか広く一般に「復興の槌音」が聞こえてこない状況にある。被災地においては、数多くの関係住民の意見調整等、準備段階での取組みに時間を要することは理解できるが、復興に向けた国民全体の期待感に応え、我が国全体に活力を生み出していくためにも、機構のノウハウとマンパワーを活かした一層の復興事業の推進支援が必要である。</p> <p>○ 東日本大震災からの復興は、単に東北地方の問題ではなく、日本全体に関わるものとして取り組むべき問題で、今ま</p>	<p>供を4団地で実施。引き続き地方公共団体、民間事業者、NPO法人等と連携した生活支援、コミュニティ支援サービスの導入など、団地の賑わいに資する取組みを鋭意進めているところ。</p> <p>○ インターネットお申込みサイトについては、近隣施設情報や室内写真情報掲載欄を設けるなど、さらなる情報の充実及び利便性の向上に努めた。ユーザーアンケートにおいても、回答者の約87%が使い勝手に問題ないと回答を頂いた。 また、賃貸住宅の検索方法が多様化する中で、スマートフォンサイトを開設し、ユーザーのニーズに応える体制を整備した。</p> <p>○ 機構は、国土交通大臣からの要請を受け、震災発生直後から現地に職員を派遣し、被災市町村による復興計画策定等の支援を実施してきたところ。 平成24年度からは、現地に専任チームを配置するなど、現地支援体制を172名に増員し、復興まちづくりを迅速かつ強力で推進するための体制を整備すると共に、コンストラクションマネジメント方式(CM方式)の工事発注の導入等、早期着工に向けた取組みにより、平成24年度中に復興市街地整備事業6地区、災害公営住宅475戸について着工したところ。 ※ 平成24年度末時点における復興支援の取組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地復興支援体制 220名 ・ 復興計画策定等の技術的支援のため、1県18市町村に延べ53名の職員を派遣。 ・ 被災地方公共団体からの委託等に基づき、復興事業の支援を開始。 ・ 復興市街地整備事業 15市町村 24地区(うち着工6地区) ・ 災害公営住宅整備 12市町 2,133戸(うち着工475戸) <p>○ 機構は、大規模な中心市街地の復興事業を中心に、計画策定から各種工事等の発注・施工、権利者</p>
--	--	--

	<p>で培われた技術力やノウハウなどを活かすべき。 復興まちづくり支援は覚書・協定の締結数や派遣職員数もさることながら、発災後の早い時期から、市町村の支援を行い、技術的ノウハウに乏しい市町村にあって復興計画の策定に文字通り日夜を通じて支援した事実を記録しておくべきである。</p> <p>(環境への配慮)</p> <p>○ 環境への配慮に関連して、エネルギーを都市単位で管理し、高度に有効活用する「スマートシティ」について国内外を問わず構想の立案が進んでいるが、これに関わる民間企業では商品単体の開発・PRはできても、まちづくりとして総合調整を行いながらこれを実現していくことは難しく、地元の行政でも限界がある。機構には、こういった面からの環境に配慮したまちづくりの取組みにも期待したい。 当面は、団地再生事業等の中で、光熱費の削減にもつながるスマートメーターの導入などの取組みを行っていくことが考えられるのではないかな。</p> <p>(調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元)</p> <p>○ 重要課題のうち、需要構造にかかる調査研究などに力点をおくことは重要である。</p> <p>(地球温暖化対策の推進)</p> <p>○ 進んでいる取組みについて、民間にノウハウを提供するのもよいのではないかな。また、環境対策はLEDなどの付け替えだけでなく、「見える」化を図るなどの工夫もあってもよい。</p>	<p>調整等、事業全体をフルパッケージで受託し、支援を進めているところ。また災害公営住宅の整備においても、阪神・淡路大震災での復興住宅建設の経験等を活かし、計画策定から設計、建設、工事監理等を一貫して行っている。 平成23年4月から行ってきた、現地に職員を派遣しての被災市町村による復興計画策定等の技術的支援の取組みに関する記録については、今後、復興まちづくりの取組みと合わせて、資料としてまとめていく方針である。</p> <p>○ 国や地方公共団体、民間事業者等との協議を実施しながら、環境に配慮したまちづくりの取組みを図っているところであり、平成24年度の取組みとしては、横浜市が推進する横浜スマートシティプロジェクトの一環として東京ガスと共同で実施したシャレール海岸通(神奈川県横浜市)でのHEMS(家庭用エネルギー管理システム)の試行サービス導入により、ガス・電気のエネルギー消費量・使用状況の見える化を図った。</p> <p>○ 調査研究の実施、技術力の維持向上等について、UR賃貸住宅ストックの長期利用に向けた住棟改修技術に関する調査研究などを実施した。 また、需要構造にかかる調査研究について、UR賃貸住宅にお住まいの方々へのアンケートや「UR賃貸住宅居住者定期調査」などで定期的に調査・分析を行っているところ。</p> <p>○ 機構の地球温暖化対策について、民間に広くノウハウを提供する取組みとして、土地譲渡を行う機会に、譲受者が事業を実施する際に参考となる環境配慮対策メニューを紹介したパンフレットを事業者にも広く配布し、活用を求めた。また、都市再生機構の環境配慮への取組みをまとめた「環境報告書ダイジェスト」を作成し、有識者や法人に向け広く配布した。</p>
--	---	--

		<p>その他、地球温暖化対策として、電気の使い過ぎを音や色でお知らせする「ピークアラーム機能付き分電盤」の導入を着実に進めるとともに、ガスや給湯使用量が見える「給湯器リモコン」の設置による「見える化」への取組みを行った。</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>(一般管理費・事業費の効率化)</p> <p>○ 既に目標を達成しているが、聖域を設けることなく、さらに改善に取り組んでほしい。</p> <p>(総合的なコスト構造の改善)</p> <p>○ 総合的なコスト構造の改善については、さらなる取組みを期待する。</p> <p>(入札及び契約の適正化の推進)</p> <p>○ 独立行政法人の業務は、特殊な要素が強いため、複数入札がなかなか進まないといわれていたが、複数年契約などの見直しで大幅に改善が進んでおり、このノウハウを他の独立行政法人と共有することで、さらなる改革を期待する。</p>	<p>○ 一般管理費については、業務運営の一層の効率化を図るために必要なシステム機器の導入等に伴い、平成 24 年度以降、大幅な維持経費の増加が見込まれていたが、日常的な経費等の更なる節減を図ることにより、削減目標を達成すべく、業務を実施しているところ。</p> <p>また、事業費については、再開発事業の実施に伴う建築物の竣工（大手町一丁目第二地区）等の影響により、平成 24 年度は前年度と比べ増加したものの、賃貸住宅の修繕等に係る仕様等の見直し及び調達最適化等の取組み（「大規模発注方式」、「一括発注方式」、「資材価格調査（臨時調査）」）などにより、管理・事業に要するコストの効率的な執行に努めているところ。</p> <p>引き続き、全社的な縮削減の取組みに努め、一般管理費及び事業費の執行について一層の効率化を図って参りたい。</p> <p>○ 様々な発注方式（「大規模発注方式」、「設計・施工一括発注方式」、「枠組協定一括発注方式」や「入札時 V E の拡大」及び「資材価格調査（臨時調査）」）などの導入に努めることにより、さらなるコスト構造の改善に向け継続して取組みを行った。</p> <p>○ 2 回連続 1 者応札となった契約案件については、その原因分析から改善策までを詳細に記したフォローアップ票（平成 24 年度に 150 件）を作成し、ホームページに掲出しているところ。更に契約監視委員会（平成 24 年度に計 6 回開催）における詳細な審議概要についても併せてホームページに掲示することで、他の独立行政法人が参考とすることが</p>

		できる環境を整えた。
<p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>(繰越欠損金の削減)</p> <p>○ 現在は、賃貸住宅事業が収益の柱となって機構全体の経営を支えているが、それぞれの事業を経営体としてどうバランスをとっていくのか、長期的な戦略を自ら作り、社会に示してはどうか。</p> <p>(給与水準の適正化等)</p> <p>○ 総人件費の削減が進む中で、ラスパイレス指数については、国家公務員の水準と差が開いてしまっており、平成 23 年度検討結果を踏まえ、今後講ずる措置を加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるよう更なる改善に抜本的に取り組む必要がある。</p>	<p>○ 平成 24 年 3 月に策定・公表した「経営改善に向けた取組みについて」において、財務体質の強化を目的とした事業部門別経営管理の徹底を掲げ、賃貸住宅事業を含む各事業部門による中長期的な取組みを示しているところ。 引き続き、経営改善に向けた取組み内容を着実に実施することにより、繰越欠損金の解消及び負債の圧縮に努めて参りたい。</p> <p>○ 平成 24 年度においては、当機構の給与水準について、より一層国民の理解と納得が得られるものとするべく、本給等の支給額の減額、特別手当における職務段階に応じた一部減額を実施するなど（平成 24 年度の主な取組みは以下の①～③のとおり）、給与水準の適正化に向け、様々な取組みを進めたところ。 ラスパイレス指数については、年齢・地域・学歴を勘案した実質的な指数は 112.6 となった（平成 23 年度の同指数は 113.6）。平成 25 年度においても引き続き給与水準の適正化に向けた取組みを継続する。</p> <p>① 給与水準の適正化に係る取組み（平成 24 年 4 月実施） 給与構造の改革に伴う経過措置（いわゆる現給保障）の一部減額、55 歳を超える職員に対する本給等の 1.5%減額措置の対象拡大、役職手当の定額化と支給水準の抑制、国で実施している若手中堅職員への昇給 1 号回復措置の見送り等</p> <p>② 給与減額支給措置（平成 24 年 7 月実施） 国の給与特例減額に準じた 2 年間の減額支給措置の実施</p> <p>③ 給与水準の適正化に向けた更なる取組み（平成 24 年 12 月実施）</p>

	<p>○ 東南アジアや中国では、かつての我が国のような人口増加と都市への集中、住宅問題等が起きてきている中、我が国のこれまでの経験を活かした都市づくりのノウハウの提供などの取組においても、機構は貢献できることがあるのではないか。</p>	<p>本給等の支給額の減額、特別手当における職務段階に応じた一部減額</p> <p>○ 平成 23 年 10 月、アジア等の新興国において急速に高まる環境共生型都市開発へのニーズに一元的に応えるため、幅広い業界にわたる国内企業がジャパンチームを形成し、構想・企画といった川上段階から官民一体となって環境共生型都市開発事業の推進に貢献することを目的に、民間企業等 51 社が参加し、海外エコシティプロジェクト協議会を設立。機構は、この協議会の事務・運営等について事務局業務を受託、都市開発のノウハウ等蓄積した経験を生かし、政府間の枠組みの中で中国、ベトナムにおけるプロジェクトの形成に努めている。</p>
--	--	---

独立行政法人奄美群島振興開発基金の平成 23 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実な実施状況にあると認められ、独立行政法人評価委員会による平成 23 年度の総合評価が「 A 」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23 事業年度評価における主な指摘事項	平成 24 及び 25 年度の運営、予算への反映状況
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 奄美基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として、引き続き郡島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。 ○ 地域の事業者に対して基金役員が経営改善等について研修会を実施するなど、地域金融機関としてのコンサルタント的役割を發揮しつつあるが、これらの実績等を踏まえ、さらに奄美基金の融資先等に対して個別に経営アドバイス等を実施することで、経営内容の改善を促進し、基金自体の債権の健全化に結びつけることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度においても、引き続き利用者ニーズを把握するため、奄美基金への要望事項、業況等を調査項目とするアンケート調査を実施し、対応可能な事項については速やかに対応するとともに、その他事項についても平成 25 年度以降、継続して「評価・点検チーム」で協議、検討を行うこととした。 また、事業者団体等への資金説明会や意見交換会等を通じ、群島内産業、経済状況、資金需要の動向等の情報交換を直接行ったほか事業者を選定して行う、経営・再生支援を実施するとともに、当基金役員が講師となって、各地域の商工会・経営者団体等に対する創業セミナー、土曜相談窓口を実施し、更に必要性の高い事業者に対しては個別の経営指導、業務改善セミナー、経営セミナーの実施等、事業者への総合的なサポートの強化に取り組んだ。 ○ 平成 25 年度においても同様の措置を維持しつつ、さらに事業者の状況・ニーズに応じたセミナーの実施、個別の経営サポート方策の実施等、総合的なサポートの強化を通じ、引き続き事業者の経営改善の促進に資することとしている。
第 3 予算、収支計画及び資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多額の累積欠損金を抱えており、財務の健全化に向け、より一層の啓発・宣伝活動を行いながら、他の民間金融機関等との協調体制の強化及び融資先への経営アドバイス等を含めたコンサルタント的役割の充実など業務収入の向上、債権の質の維持・向上による貸倒関連費用の低減等の対応を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度においても、中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査、協調融資等の促進によるリスク分散、審査委員会の活用、利用者へのモニタリング、法的回収の強化と効果的な対応、合同（連携）督促の強化等により審査・債権管理の徹底を図るとともに、利用者に対する経営及び再生支援の実施、フォローアップを含めた経営サポートの実施等を通じ、財務内容改善に向けた方策に取り組んだ。

○ リスク管理債権割合を抑制するため、長期貸付金の割合の向上及びセミナーを通じた新規融資先等の開拓など、保証・融資残高を増加させる取り組みを引き続き進めていく必要がある。

参考：各業務のリスク管理債権

(単位：百万円)

	23 実績 (a)	24 実績 (b)	(b) - (a)	24 計画
保証業務	3,707	3,516	△ 191	3,832
融資業務	3,632	3,468	△ 164	3,719

○ 平成 25 年度においても同様の措置を維持することに加え、奄美群島振興開発審議会の主務大臣への意見具申（平成 25 年 7 月 8 日）等を踏まえ、業務面においては資金の安定的な供給、事業者等に対する情報提供、きめ細かな助言・指導の実施及び地元自治体等との協調を一層強化していくほか、組織運営面では内部牽制機能、コンプライアンス及びモニタリング等の強化、能力・実績を反映した人事評価制度への改善に努めることとしている。

また、延滞債権の抑制、リスク管理債権の削減、融資・保証の充実等の改善策の実行を通じ単年度利益の計上を積み重ね、繰越欠損金解消を図ることとしている。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の平成23事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成23年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23事業年度評価における主な指摘事項	平成24及び25年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	○ ホームページに関しては、どのような方がどのような情報を得るためにアクセスしているのかなどを把握、分析し、どのような情報を充実させていくべきなのかを整理した上で、さらにホームページの改善がなされることが望まれる。	○ ホームページについては、より使い勝手の良いものとするため、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査を実施し、閲覧動向や改善要望を把握した上で、次のように情報を検索しやすくするための工夫や情報の充実を図り、全面的にリニューアルした。 <ul style="list-style-type: none"> ・決算の概要や債務返済の実績等の機構として特に積極的に発信したい情報について、それぞれ分かりやすく解説したページを新設するとともに、トップページの見やすい位置にバナーを設置。 ・掲載情報を主なカテゴリーごとに整理し、そのバナーをトップページに掲出するとともに、高速道路関連情報等の積極的に公開すべき情報をより上位の階層に掲載。 ・トップページのアクセスランキング上位ページ欄の充実。 ・トップページの各バナーにプルダウンリストを設置。 ・ホームページ内検索システムの機能の充実。 ・各ページ内に関連する情報ページへのリンクを設置。 等
国民に対して提供するサー	○ 設定されたアウトカム指標については、機構と会社とが連携・協力してその達成を図り、利用者への安全で安定的なサ	○ 機構は、会社が実施している道路管理の状況を分かりやすく示すため、利用者への安全で安定的なサービスの提供及び管理水準の向

<p>ビスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>ービスの提供につなげることが望まれる。アウトカム指標の組替えに関し、その目標設定の考え方や方法が不明であり、また、具体的設定について会社間での考え方が異なっていることから改善を図るとともに、アウトカム指標を充実させ、管理水準の向上を図ることが望まれる。</p>	<p>上につながる代表的な共通の成果指標（アウトカム指標）を設定し、計画及び実績について6社分とりまとめて公表している。平成25年度公表分からは、目標設定の考え方や具体的設定を明らかにするため、新たに各会社のアウトカム指標の目標値の設定根拠について公表することとしている。</p> <p>○ 指標の組替えに関しては、これまでも構造物の健全性を示す指標の導入など見直しを実施してきたが、なお一層の指標の充実及び6社共通の指標の設定に向けて、安全・安心や快適・円滑・利便性向上等につながる具体的な候補を抽出し、平成26年4月以降の実施を目指して、会社と連携・協力しつつ、機構がリーダーシップをもって検討中である。</p>
	<p>○ 債務引受に関して、会社からの債務引受額の実質的な妥当性を担保する制度が、未だ、不十分のように感じられ、改善が望まれる。</p>	<p>○ 債務引受限度額の設定時は、その算出の基礎となる工事の内容の内訳について確認を行っており、債務引受の際には、債務引受け前の書面審査及び債務引受け後の現地確認を行っている。</p> <p>○ さらに、平成25年度から、次の措置を実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規建設（区間延伸）事業については、可能な限り引受け前に、現地事前確認を追加実施する。 ・除却等で資産登録が複雑な修繕事業の現地確認の箇所数を増やす。
	<p>○ 会社の経営努力による高速道路の新設・改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みは、良い制度であり、更なる活用が望まれる。また、他にも適用できる分野が多いように思われ、新技術の標準化も含め更なる費用の縮減が期待される。なお、助成限度額等の決定に際し、そのチェックや、制度の適切な運用について国民に対してきちんと説明できるようにするなど、制度運用の妥当性を担保する仕組みが不十分のように感じられ、改善が望まれる。</p>	<p>○ 会社の経営努力の内容が助成の要件に適合するかは、その認定基準等を定めた「助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（以下「運用指針」という。）」に基づき、外部の有識者で構成する「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会（以下「助成委員会」という。）」の意見を踏まえ機構が判断している。また、助成委員会での議事の概要や会社における経営努力の内容、交付額等を公表しており、助成金交付の公平性、透明性及び客観性を確保している。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用指針に定める認定基準は、助成制度をより適正に運用するため、これまでも助成委員会の意見を踏まえ、適時適切に改定しており、平成 24 年度においては、「供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減」の算定に関する改定を実施した。 ○ 助成制度を通じて標準化された新技術に関しては、その新技術を前提として、債務引受限度額を適切に設定することとしている。 ○ 助成制度について広く国民に理解してもらうため、ホームページに助成制度を分かりやすく解説した資料を新たに掲載した。 ○ 助成委員会で審議された新技術や現場における会社の創意工夫などが閲覧できる「経営努力事例検索システム」をホームページに新設し、より一層の費用の縮減が図られるよう、会社に対して新技術の開発・活用等を促した。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通行止め、特殊車両許可、道路占用許可及び連結許可等の膨大な業務を効率的に実施しているが、その際の諸情報（通行止め情報、特車関連情報等）の積極的な活用も併せて考えて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通行止め情報については、各会社において、接続又は並行する他の道路管理者との情報共有を行い、円滑な交通確保に努めた。 ○ 通行止め情報の高速道路利用者に対する提供については、リアルタイムで情報を提供している（財）日本道路交通情報センターや各会社の工事予定情報のリンクを貼りつけることにより、ホームページでの情報提供を行っていたところであるが、さらに情報を得やすくするため、全国の通行止め予定情報を検索できるページを新設するとともに、トップページからそのページに直接アクセスできるバナーを設置した。 ○ 車両制限令違反車両の取締りについては、各会社に対して、他の道路管理者等との連携による更なる取締りの強化を促し、各会社や並行する他の道路管理者との間で情報共有を図って、同時取締を実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理に関しては、機構においてはより一層の危機管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に安否登録訓練及び参集応答訓練を実施することにより、

	<p>能力の向上が求められていることから、今後とも不断の努力をお願いしたい。</p>	<p>異動者に対する発災時の行動について周知を図るとともに、役職員全体の防災意識を高め、危機管理能力の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関西業務部において、首都圏における大規模地震により、機構東京事務所の機能が停止した場合を想定した訓練（道路監理役代行訓練、出納事務支出訓練等）を実施した。 ○ 内閣府が首都直下地震を想定し実施した「平成 24 年度政府総合図上訓練」に、会社と共に指定公共機関として参加し、関係機関との連携強化を図った。 ○ 港区防災危機管理室の職員を講師に招き、「災害時における職場や家庭における心構え」や「自治体としての防災計画」等の防災に関する内容の講演会を開催し、役職員の防災意識を高めた。
--	--	---

独立行政法人住宅金融支援機構の平成23事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成23年度の業務運営評価が「A」の評価であったこと等を踏まえ、役員等の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	23事業年度評価における主な指摘事項	平成24及び25年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、契約監視委員会による随意契約等の点検・見直しを行い、随意契約等見直し計画を着実に実施する必要がある。 ○ 平成23年5月に機構職員が収賄罪で逮捕されたことを踏まえ、職員不祥事再発防止委員会を設置し、再発防止の取組を進めているが、今後も再発防止のためのコンプライアンスの取組について、点検・検証を行い、必要に応じて、随時、取組方策の見直しを行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度においても、引き続き、契約監視委員会により「競争性のない随意契約」及び「競争入札等における一者応札・一者応募」の点検を実施した。また、機構独自の審議事項として、契約方法が「一般競争入札（総合評価方式）」、「企画競争」、「公募」による契約の点検を実施した。 ○ 平成24年度における随意契約等見直し計画（平成22年6月策定）（以下「見直し計画」という。）の実施状況は、見直し計画で定めている「競争性のない随意契約」の件数170件（契約全体に占める割合（以下同じ）14％）に対し実績88件（8％）、同契約金額26.5億円（5％）に対し実績16.1億円（3％）となり、件数、契約金額とも見直し計画以下となった。 ○ 毎年度の実施計画であるコンプライアンス・プログラムには、職員不祥事再発防止検討委員会から提言を受け決定した再発防止策（コンプライアンスの徹底、営業行動管理、人事管理及び情報管理）も盛り込み、引き続き組織を挙げて再発防止に取り組んだ。 ○ 四半期点検を行い、コンプライアンス委員会へ報告し、必要に応じて取組内容の見直しを行うとともに、コンプライアンス委員会に外部有識者の参加を求め、コンプライアンスの取組についての評価、意見を聴き、取組内容の見直しを行った。 ○ また、コンプライアンス意識調査により職員意識・行動の実態の把握・評価を行い、外部委員を含めたコンプライアンス委員会へ報告し、平成25年度のコンプライアンス・プログラムへ反映させた。 ○ 職員不祥事再発防止検討委員会から提言を受け決定した再発防止策への取組については、外部委員を含めたコンプ

		<p>ライアンス委員会の点検を受けており、平成24年度に実施した職員のコンプライアンスに関する意識調査においても、再発防止策実施以前（平成22年度）に比べて職員の意識が改善されているという結果が出ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方、平成24年11月に元嘱託職員の不祥事案が発覚した（平成20年当時の行為について収賄容疑で逮捕・起訴され、現在、公判中）。 ○ 本件事案に関し、外部委員を含むコンプライアンス委員会において、事案の発生要因の分析及び改善策の検討を行い、平成25年2月8日に改善策を決定し、公表するとともに、平成25年度のコンプライアンス・プログラムに盛り込み、組織を挙げて改善策に取り組んでいる。 ○ なお、本件事案については、平成23年度に策定した再発防止策の取組を開始する前に発生したものである。
<p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体信用生命保険等業務については、長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、第二期中期目標期間において適切な業務運営を行う必要がある。 ○ 既往債権管理勘定については、平成23年度決算において837億円の当期総利益を計上しており、引き続き繰越欠損金の解消に向けて的確な債権管理回収を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団信加入者確保に向けて、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・フラット35の周知活動と連携し、金融機関及び住宅事業者に対する経営層も含めた団信加入促進の依頼を行った。 ・不加入希望者へのダイレクトメールによる勧奨（約1万6千通）を行った。 ・金融機関における団信加入促進の取組として、不加入希望者に対する意思確認のための書式を作成し、金融機関向けの会議等を通じて活用を働きかけた。 ○ 経済対策の影響等によりフラット35の事業量が引き続き高水準で推移する中、団信加入者確保のための取組を進めた結果、新規加入者が着実に確保されたことから、平成24年度における団信業務収支は、平成23年度と比較して19億円改善した。 なお、平成24年6月に主務大臣承認を受け、第一期中期目標期間終了時の一般積立金228億円を第二期中期目標期間における目的積立金と整理したこと等から、平成24年度末の目的積立金は平成23年度末に比べて149億円増加した。 ○ 平成24年度においても、引き続き、返済相談等を通じた新規延滞発生抑制、担保不動産の任意売却等の回収の取組等により、繰越欠損金は4,499億円となり、平成23年度から1,659億円削減した。
<p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ラスパイレス指数については、国家公務員の水準を上回っていることから、平成23年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度において、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに準じ、平成24年8月から職員の

<p>る事項</p>	<p>与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるよう更なる改善に抜本的に取り組む必要がある。</p>	<p>本俸月額引下げ（平均改定率：▲0.23%）及び給与減額支給措置を実施（役員の報酬減額支給措置は同年4月から実施）するとともに、給与体系の見直しを含めた人事・給与制度改革（給与表の最高号俸を81号俸に短縮したことに伴う該当職員の定期昇給停止）を実施した。また、給与水準適正化に向け、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年12月賞与において給与改定及び給与減額支給措置の調整措置（これに伴い、給与減額支給措置の実施期間の終期は、平成26年7月から同年3月に繰上げ） ・管理職定年制（平成24年度末に55歳超となる一定の管理職を非管理職とし、給与水準を7割程度に引下げ） <p>○ また、平成25年度以降も政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、管理職定年制等従来の取組の継続及び給与体系の見直しを含めた人事・給与制度改革（※）の実施等により人件費の見直しを行うとともに、給与水準の適正化に向けた更なる取組を進め、平成28年度までに年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指す。</p> <p>※ 従来の職種（業務職）を廃止し、新職種（ビジネスキャリア職）を創設（給与水準は従来と比較し、概ね1割程度引下げ）。</p>
------------	---	--